

令和6年度東京都学生弓道連盟定時総会 議事録

於：国立オリンピック青少年総合センター センター棟 501号室

日時：令和5年8月10日(土) 10時30分～16時45分

司会：東京都学生弓道連盟委員長 宮良

書記：塚原 凜太郎

藤井 航平

議題

1. 表彰式
2. 定足数確認
3. 第70期事業報告
4. 第70期決算報告
5. 役員改選
6. 第71期事業計画案
7. 第71期予算案承認
8. 全日本学生弓道連盟活動報告
9. 都学連規約改正
10. 全関東個人戦予選対面化について
11. リーグ編成表について
12. 女子部記録会行射本数について
13. 男子部・女子部廃止について
14. 第71期リーグ戦について
15. 質疑応答

1. 表彰式

・優勝杯返還・レプリカ授与

第 69 期新人戦優勝校 : 法政大学

第 69 期女子部新人戦優勝校 : 慶應義塾大学

・表彰

第 70 期新人戦

: 優勝 法政大学 賞状並びに優勝杯授与

準優勝 日本大学 賞状授与

第三位 東京都立大学 賞状授与

第 70 期女子部新人戦

: 優勝 早稲田大学 賞状並びに優勝杯授与

準優勝 慶應義塾大学 賞状授与

第三位 立教大学 賞状授与

・新人賞

: 富田 裕聖 さん (法政大学 3 年)

沼宮内嶺河 さん (法政大学 2 年)

中川 航希 さん (慶應義塾大学 2 年)

橋壁 良奈 さん (日本大学 2 年)

宮本 紀香 さん (日本大学 2 年)

鈴木 太郎 さん (東京都立大学 2 年)

山本龍之介 さん (東京都立大学 2 年)

・女子部新人賞

: 野口 凜 さん (桜美林大学 2 年)

首藤 菜那 さん (早稲田大学 3 年)

富田 麻友 さん (立教大学 4 年)

占部愛依理 さん (慶應義塾大学 4 年)

渡邊菜々美 さん (慶應義塾大学 2 年)

・皆中賞

: 沼宮内嶺河 さん (法政大学 2 年)

2. 定足数確認

連盟規約 《定足数》 第十九条

「総会は加盟校の三分の二以上の出席、または委任状の提出がなければこれを開くことが出来ない。」

加盟校 53 校のうち 45 校の出席、8 校からの委任状を確認

加盟校 2/3 以上参加の為、総会開催条件を満たす。

質問なし。

3. 第 70 期事業報告（委員長 酒井）

以下の表の通り報告された。

年	月	日	曜日	行事名	会場	
2023	9	17	日	リーグ戦第 I 週	対面開催	
		24	日	リーグ戦第 II 週	対面開催	
	10	1	日	リーグ戦第 III 週	対面開催	
		8	日	リーグ戦第 IV 週	対面開催	
		15	日	リーグ戦第 V 週	対面開催	
		22	日	リーグ戦 予備週	—	
		29	日	リーグ戦 順位決定戦	対面開催	
		11	5	日	リーグ戦 入替戦	対面開催
	23-24		木-金	第 71 回全日本学生弓道王座決定戦	神宮弓道場	
	24		金	第 69 回東西学生弓道選抜対抗試合	神宮弓道場	
	25-26		土-日	第 47 回全日本学生弓道女子王座決定戦	神宮弓道場	
	26		日	第 47 回女子東西学生弓道選抜対抗試合	神宮弓道場	
	12	9-10	土-日	第 49 回学生弓道合同研修会	対面開催	
	2024	3	3	日	第 70 期新人戦・女子部新人戦 第 1 回戦	対面開催
			10	日	第 70 期新人戦・女子部新人戦 第 2 回戦	対面開催

	16	土	第70期新人戦・女子部新人戦 第3回戦	対面開催
	17	日	第70期新人戦・女子部新人戦 第4回戦	対面開催
	23	土	第70期新人戦・女子部新人戦 準決勝	対面開催
	24	日	第70期新人戦・女子部新人戦 決勝戦・3位決定戦	対面開催
5	2-3	木-金	春季中央委員会	国立オリンピック記念青少年総合センター
	5	日	第62回 女子部記録会	明治神宮至誠館 第二弓道場
	6	月	第62回 百射会	明治神宮至誠館 第二弓道場
	18	土	第54回 全関東学生弓道選手権大会 男子団体・個人予選	オンライン開催
	19	日	第54回 全関東学生弓道選手権大会 女子団体・個人予選	オンライン開催
6	1	土	第54回 全関東学生弓道選手権大会 代表者会議	オンライン開催
	15	土	第54回 全関東学生弓道選手権大会 決勝大会(男子)	日本武道館
	16	日	第54回 全関東学生弓道選手権大会 決勝大会(女子・OB)	日本武道館
	29	土	(主管)第36回 全国大学選抜弓道大会	明治神宮至誠館 第二弓道場
	30	日	(主管)第36回 全国大学選抜弓道大会	明治神宮至誠館 第二弓道場
7	6	土	(主管)第72回 全日本学生弓道選手権大会 男子個人予選	オンライン開催
	7	日	(主管)第72回 全日本学生弓道選手権大会 女子個人予選	オンライン開催
	27	土	第61回東京都実業団弓道連盟・東京都学生弓道連盟親睦社会	東京武道館

8	10	土	定時総会	国立オリンピック記念青少年総合センター
	22	木	第72回 全日本学生弓道選手権大会	神戸グリーンアリーナ
	23	金	第72回 全日本学生弓道選手権大会	神戸グリーンアリーナ
	24	土	第72回 全日本学生弓道選手権大会	神戸グリーンアリーナ
	25	日	第55回 全日本学生弓道遠的選手権大会	神戸総合運動公園
	26	月	夏季中央委員会	神戸市教育会館
	31	土	任期交代	-

4. 第70期決算報告（専任委員会計 山崎）

第70期東京都学生弓道連盟決算報告がされた。

質問なし。

今年は定時総会の開催が早いため、8月8日時点のものとなっている。よって本日はなく、8月末にオンラインで開催を予定している臨時総会にて議決を採る。

5. 役員改選

(1) 副会長の改選

副会長：米田文彦先生（早稲田大学 OB） → 加藤善行先生（早稲田大学 OB）

副会長：竹尾和臣先生（明治大学 OB） → 坂真智子先生（明治大学 OB）

とそれぞれ推薦された。

全会一致で承認を確認。よって承認された。

(2) 東京都学生弓道連盟役員の改選

任期満了に伴い、

委員長 ：酒井 駿輔（早稲田大学） → 宮良 由宇土（慶応義塾大学）

副委員長 ：西山 知里（慶応義塾大学） → 廣瀧 小夏（帝京大学）

副委員長会計 ：山崎 洋紀（東京都立大学） → 林 悠（一橋大学）

副委員長総務 ：狩野 秀鷹（芝浦工業大学） → 松井 天斗（明治学院大学）

女子部委員長 ：村岡 明花音（東京理科大学） → 宮部 杏菜（上智大学）

女子部副委員長 ：土井 可蓮（東京農業大学） → 根本 日子（学習院大学）

とそれぞれ推薦された。

全会一致で承認を確認。よって承認された。

(3) 新規専任委員及び運営委員の承認

専任委員及び運営委員として、

・専任委員	塚原 凜太郎（早稲田大学）
	小林 昂聖（専修大学）
	望月 駿一郎（芝浦工業大学）
・専任委員（会計）	藤井 航平（東京都立大学）
・運営委員	杉山 菜摘（桜美林大学）
	漆原 優美（学習院大学）

以上6名が推薦された。

全会一致で承認を確認。よって承認された。

6. 第71期事業計画案（委員長 宮良）

以下の表の通り報告された。

年	月	日	曜日	行事名	会場
2024	9	15	日	リーグ戦第Ⅰ週	対面開催
		22	日	リーグ戦第Ⅱ週	対面開催
		29	日	リーグ戦第Ⅲ週	対面開催
	10	6	日	リーグ戦第Ⅳ週	対面開催
		13	日	リーグ戦第Ⅴ週	対面開催
		20	日	リーグ戦 予備週	対面開催
		27	日	リーグ戦 順位決定戦	対面開催
	11	3	日	リーグ戦 入替戦	対面開催
		23-24	土-日	全日本学生弓道王座決定戦第72回 男子の部	神宮弓道場
		24	日	第70回東西学生弓道選抜対抗試合 第70回男子の部	神宮弓道場
		25-26	月-火	全日本学生弓道王座決定戦第48回 女子の部	神宮弓道場
		26	火	第47回東西学生弓道選抜対抗試合	神宮弓道場
	12		土-日	第50回学生弓道合同研修会	対面開催予定
	2025	2	15	土	新人戦・女子部新人戦 トーナメント抽選会
3		1-2	土-日	新人戦・女子部新人戦 トーナメント1・2回戦	対面開催予定
		8-9	土-日	新人戦・女子部新人戦 トーナメント3・4回戦	対面開催予定
		15-16	土-日	新人戦・女子部新人戦 トーナメント準決勝・決勝・3位決定戦	対面開催予定
5				都学連 女子部記録会	全日本弓道連盟中央道場・明治神宮至誠館弓道場
				都学連 百射会	全日本弓道連盟中央道場・明治神宮至誠館弓道場

			春季中央委員会	
			第 55 回全関東学生弓道選手権大会 男子予選	
			第 55 回全関東学生弓道選手権大会 女子予選	
6	14-15	土-日	第 55 回全関東学生弓道選手権大会	日本武道館
			第 37 回全国大学弓道選抜大会	全日本弓道連盟 中央道場・明治 神宮至誠館弓道 場
7			第 73 回全日本学生弓道選手権大会 男子個人予選	
			第 73 回全日本学生弓道選手権大会 女子個人予選	
8			第 73 回全日本学生弓道選手権大会	
			第 73 回全日本学生弓道遠的選手権 大会	
			定時総会	
	31		<任期交代>	

第 55 回全関東学生弓道選手権大会の日程を公表した。(2025 年 6 月 14 日 15 日)

団体戦予選は今年と同様に日本武道館にて実施予定。日付が確定していないものに関しては後日、HP 並びにメーリングリスト、オープンチャットにて更新次第連絡を行う。随時ご確認いただきたい。

7. 第71期予算案承認（副委員長 会計 林、委員長 宮良）

令和7年度東京都学生弓道連盟予算案を報告。

例年ない項目

- ・全関優勝旗作成費用積立金

：現在使われている優勝旗が相当古いものとなっていることや前身大会の文字が入っていることから買い替える。

- ・75周年記念式典積立金

：都学では前回、50周年を記念して式典が行われていた。連盟内での議論の結果、現時点では25年おきの開催が妥当なのではないかという判断になった。開催の可否及びその費用に関して具体的に決まっていることはまだないが、連盟として5年後の開催を想定して積み立てを行うということになっている。積み立て方法に関しては配布資料を参照してほしい。

8. 全日本学生弓道連盟活動報告（執行委員長 猪俣）

春季中央委員会

規約改正について、詳細は HP に記載

事業報告

第 36 回全国大学弓道選抜大会

事業計画

インカレ大会のお知らせ

近的：グリーンアリーナ神戸

遠的：ユニバー記念競技場

※天候によっては開催並びに形式に変更の可能性がある。

伊勢大会について

全日本学生弓道王座決定戦第 72 回男子の部/第 48 回女子の部

東西学生弓道選抜対抗試合第 70 回男子の部/第 48 回女子の部

11/23～11/26 於：神宮弓道場（三重県伊勢市）

※大会名が変更となっているため、ご注意ください

大会参加者の注意事項

選手登録の締め切り日を必ず守ってください、遅れると一切の登録が出来なくなります。

選手監督必携を必ず熟読してから大会に参加するようにしてください。

大会ごとに代表者会議を設けてあります、オープンチャットやメールを通じて内容を告知しているので必ずご参加ください。

大会オープンチャットに必ず、余裕をもって参加してください。リンクは大会の選手監督必携の中に記載がされています。

その他連絡事項

全日本学生弓道連盟のオープンチャットを新たに開設しました。詳細は東京都学生弓道連盟のオープンチャットにある説明をご覧ください。

※当オープンチャットは連盟から各校への連絡を行うことを目的としたものです。各校から連盟への質問等はオープンチャットではなく、メールで行ってください。

広報活動の一環として、今大会も出場校紹介を行っています。写真は縦で、意気込み等をお送りください。順次インスタグラムに投稿していきます。

9. 都学連規約改正（委員長 宮良）

発議① 一部誤植に関して

問題点

- ・度重なる規約改正により条文の誤植並びに表記揺れが散見される

発議・提案内容

- ・本来の意図に即したものの訂正。

連盟規約 《出場資格》 第四十一条

- ① 「選手の出場資格は、当該大学の在学し、本連盟に部員登録した者のみこれを有する。」
→ 「…当該大学に在学し、…」

連盟規約 《リーグ編成》 第五十五条

- ① 「加盟校は一部・二部・三部・四部・五部に分類し、三部はA・Bに分割、四部五部はA・B・Cに分割する。なお、原則として各ブロックにつき五大学とする。」
→ 「加盟校は I部・II部・III部・IV部・V部 に分類し、III部 はA・Bに分割、IV部・V部 はA・B・Cに分割する。なお、原則として各ブロックにつき五大学とする。」
- ④ 「加盟校の不出場により、ブロックの中の参加校数に他のブロックと2校以上の差が生じた場合、当該校の主将（女子責任者）を招集し、再度ブロック抽選を行う。」
→ 「…他のブロックと 二校以上 の差が生じた場合、…」

連盟規約 《リーグ編成》 第八十五条

- ① 「加盟校は一部・二部・三部・四部・五部に分類し、二部・五部はA・Bに分割、三部・四部はA・B・Cに分割する。なお、原則として各ブロックにつき五大学とする。」
→ 「加盟校は I部・II部・III部・IV部・V部 に分類し、II部・V部 はA・Bに分割、III部・IV部 はA・B・Cに分割する。なお、原則として各ブロックにつき五大学とする。」
- ④ 「加盟校の不出場により、ブロックの中の参加校数に他のブロックと2校以上の差が生じた場合、当該校の主将（女子責任者）を招集し、再度ブロック抽選を行う。」
→ 「…他のブロックと 二校以上 の差が生じた場合、…」

連盟規約 《リーグ戦個人的中記録会出場資格》 第七十五条

- ① 「相手校の棄権、リーグ・ブロック内の不出場校の発生及び大学数の不足により、試合数が1試合以上3試合未満であり、個人的中率の表彰資格を得られない」
→ 「…試合数が一試合以上三試合未満であり、…」

連盟規約 《女子部リーグ戦個人的中記録会出場資格》 第一〇三条

- ① 「相手校の棄権、リーグ・ブロック内の不出場校の発生及び大学数の不足により、試合数が1試合以上3試合未満であり、個人的中率の表彰資格を得られない」
→ 「…試合数が一試合以上三試合未満であり、…」

質問なし。

全会一致で承認を確認。よって承認された。

発議② 競技審判規定について

連盟規約 《競技審判規定について》 第三十五条

「本連盟主催の公式試合における競技審判規定は、本連盟の規定に依る。また特に指定の無い場合本連盟の公式試合においては矢声を禁止しないものとする。」

問題点

・「規定」とあるが、本連盟が公開している競技審判規定は複数存在する。その為、不明確な表現である。

発議・提案内容

・該当する条文を以下のように訂正。

連盟規約 《競技審判規定について》 第三十五条

「本連盟主催の公式試合における競技審判規定は、本連盟指定の規定に依る。また特に指定の無い場合本連盟の公式試合においては矢声を禁止しないものとする。」

質問なし。

全会一致で承認を確認。よって承認された。

発議③ 再度ブロック抽選を行う方法について

連盟規約 《リーグ編成について》 第五十五条

- ④ 「加盟校の不出場により、ブロックの中の参加校数に他のブロックと2校以上の差が生じた場合、当該校の主将（女子責任者）を招集し、再度ブロック抽選を行う。」

連盟規約 《リーグ編成について》 第八十五条

- ④ 「加盟校の不出場により、ブロックの中の参加校数に他のブロックと2校以上の差が生じた場合、当該校の主将（女子責任者）を招集し、再度ブロック抽選を行う。」

問題点

- ・ 現行の規約のままだと、定時総会にて再度ブロック抽選を行う必要が生じた場合に、主将、女子責任者以外の参加者は再度ブロック抽選を行うことが出来なくなってしまう。

発議・提案内容

- ・ 該当する条文を以下のように訂正

連盟規約 《リーグ編成について》 第五十五条

- ④ 「加盟校の不出場により、ブロックの中の参加校数に他のブロックと二校以上の差が生じた場合、当該校の代表者を招集し、再度ブロック抽選を行う。」

連盟規約 《リーグ編成について》 第八十五条

- ④ 「加盟校の不出場により、ブロックの中の参加校数に他のブロックと二校以上の差が生じた場合、当該校の代表者を招集し、再度ブロック抽選を行う。」

質問なし。

全会一致で承認を確認。よって承認された。

発議④ 議決の方法について

連盟規約 《議決の方法について》 第二十二條

「総会の議決は加盟校の過半数でこれを決議し、可否同数の場合は議長に一任する。但し、本規約の改正は第二十三條に従う。」

問題点

- ・懲戒処分における出場停止処分の議決方法が第二十二條に記載されていない。
- ・議決という重要な内容であるのにも関わらず、不明確な条文である。

発議・提案内容

- ・該当する条文を以下のように訂正

連盟規約 《議決の方法について》 第二十二條

「総会の議決は加盟校の過半数でこれを決議し、可否同数の場合は議長に一任する。但し、本規約の改正は第二十三條、議決を要する懲戒処分については第二十八條に従う。」

質問なし。

全会一致で承認を確認。よって承認された。

発議⑤ 的中規定について

連盟規約 《的中の規定について》 第三十七条

- ④ 二、「行射前の段階、もしくは空筈等で道場内に矢が残った場合。その際、その矢のみ無効とする。該当する矢は安全確認をした上で、選手自身の判断で処理してよい。」

問題点

- ・第三十七条の的中規定と第四十五条の引き直し規定との間で齟齬がみられる。
- ・無効は適切な表現と言えない

発議・提案内容

- ・該当する条文を以下のように訂正

連盟規約 《的中の規定について》 第三十七条

- ④ 二、「行射前の段階、もしくは失矢、空筈等で道場内に矢が残った場合。その際、その矢のみ無効外れとする。該当する矢は安全確認をした上で、選手自身の判断で処理してよい。」

質問なし。

全会一致で承認を確認。よって承認された。

【12時～13時半まで休憩】

発議⑥ 全関東学生弓道選手権大会について

－ 1. 選手交代について

連盟規約 《試合方式》 第一七三条

- ① 「男子団体戦は次の規定を以て行う。」
 - 三、「選手交代はこれを認める。但し第六十四条第一項は適用しない。」
- ② 「女子団体戦は次の規定を以て行う。」
 - 三、「選手交代はこれを認める。但し第九十一条第一項は適用しない。」

問題点

- ・ 現行規約において、参照している条文がリーグ戦の規定である。
- ・ また、全関の選手交代については第一七四条に記載されている。

発議・提案内容

- ・ 該当する条文を以下のように訂正

連盟規約 《試合方式》 第一七三条

- ① 「男子団体戦は次の規定を以て行う。」
 - 三、~~「選手交代はこれを認める。但し第六十四条第一項は適用しない。」~~（削除）」
- ② 「女子団体戦は次の規定を以て行う。」
 - 三、~~「選手交代はこれを認める。但し第九十一条第一項は適用しない。」~~（削除）」

質問なし。

全会一致で承認を確認。よって承認された。

一 2. 個人戦予選について

「試合方式」(第百七十三条)

② 「男子個人戦は次の規定を以て行う」

- 一、「第一次予選 一手一中以上通過」
- 二、「第二次予選 一手皆中通過」
- 三、「第三次予選 一手皆中通過」
- 四、「射詰 但し、四本目より約二四・二センチ(八寸)的とし、星は八・一センチ(二寸八分)とする。」

② 「女子個人戦は次の規定を以て行う」

- 一、「第一次予選 四射二中以上通過」
- 二、「第二次予選 一手一中以上通過」
- 三、「第三次予選 一手皆中通過」
- 四、「射詰 但し、四本目より約二四・二センチ(八寸)的とし、星は八・一センチ(二寸八分)とする。」

問題点

- ・現行規約において、個人戦予選の通過基準に現状との齟齬が生じてしまっている。
- ・団体予選を対面形式に戻した結果、会場の使用時間に余裕がなくなってしまうため、女子の通過基準を引き上げたい。

発議・提案内容

- ・通過基準としてインカレ女子個人戦予選を参照
- ・該当する条文を以下のように訂正

連盟規約 《試合方式》 第一七三条

③ 「男子個人戦は次の規定を以て行う」

- 一、「第一次予選 一手一中以上通過」
- 二、「第二次予選 **四射**皆中通過」
- ~~三、「第三次予選 一手皆中通過(削除)」~~
- 三、「射詰 但し、四本目より約二四・二センチ(八寸)的とし、星は八・一センチ(二寸八分)とする。」

④ 「女子個人戦は次の規定を以て行う」

- 一、「第一次予選 四射**三中**以上通過」
- 二、「第二次予選 一手**皆中**以上通過」
- ~~三、「第三次予選 一手皆中通過(削除)」~~
- 三、「射詰 但し、四本目より約二四・二センチ(八寸)的とし、星は八・一センチ(二寸八分)とする。」

質疑応答

[中央大学より質問]

- ① 一次予選、四射三中、二次予選、二分の二ということでインカレの女子個人戦予選と同じ通過基準という認識でいるが問題ないか。
- ② 男子と同程度の通過率を目指すための規約改正とのことだが、今回の規約改正により女子の通過率が返って低くなりすぎてしまうのではないだろうか。

- ① その認識で問題ない。
- ② 今年のインカレの個人戦予選の予選通過率は男子が774人中66人、女子が614人中37人となっており、男子の予選通過率のほうが高くなっている。しかし現状のままだと女子の全関の個人戦予選の通過基準だけ緩くなってしまっている。男女ともに全関の個人戦予選の基準をインカレの個人戦予選の基準に則りたいというのが、当連盟の意向である。

[中央大学より質問]

現在の全関の通過基準（東京都学生弓道連盟規約）からインカレの通過基準（全日本学生弓道連盟規約）にこれから合わせていこうという意図を踏まえての改正ということで問題ないだろうか。

その認識で問題ない。

[工学院大学より質問]

そもそも男女で個人戦予選の試合形式が異なっていることにはどのような背景があるのだろうか。元々男女間で人数差が生じていて、その通過者数を調整するために今の通過基準になっているのであれば、男子の人数が増えたことも踏まえて、そもそも男女で同じ試合形式を採用するとか、体格差を理由に通過者割合に差が出るのであれば、インカレの個人戦予選の通過基準に合わせなくとも、都学連独自の基準を提示していただいても構わない。

個人的な認識にはなるが当初、男子と女子で競技人口に差があったため、男子と女子で基準が大幅に異なっていると考えます。また規約に基づくものであるため、何十年前にはなってしまうが、都学連側から加盟校にこちらの条件（全関個人予選の通過基準）を提示し可決されたという背景は捉えておいていただきたい。

[東京都市大学より質問]

先ほど学連側から全関とインカレの女子個人戦予選の突破率についての言及があったが、具体的な数字等に関して言及するのみで適切な資料が加盟校側に提示されていない。適切なデータ等を提示してもらえないと、瞬時にこの場で判断しかねる。一度、この話題は各校で持ち帰り話し合ったうえで回答をさせていただきたい。

こちらの議題に関しては規約の改正と銘打ってはいるが、加盟校の反応を伺いたいという側面もある。こちらの議題に関しては臨時総会であったり代々木研修会であったりで機会を改め、新たにデータ等を学連側から提示することも可能である。また、今回議決を採るには至れないと思っている、もう一度各大学で話し合い疑問点を洗い出して頂きたい。

[早稲田大学より質問]

先ほど全関の女子個人戦予選の通過者数・通過率を学連側から提示してもらったが、実際に女子個人戦予選の突破者数が増えたことによる、全関の女子個人戦決勝における射詰の発生数の増減で全関の試合時間に変化があったのか否かについても教えて欲しい。

女子個人予選に関しては想定していた時間よりも、直近の2大会連続で大幅に時間が押しでしまっている。男子に関しては予選突破者数こそ少ないものの、今年は射詰が八寸の7本目まで行っている。それでもなお女子個人戦決勝にかかる時間は男子個人戦決勝に比べて10分多くなってしまっている。また競技全体で見たときに2日目に団体戦決勝、OB戦、男子個人戦決勝及び女子個人戦決勝を行う形となっており、タイムスケジュール的に厳しくなっているのが現状。

[早稲田大学より質問]

後日この件に関して資料をいただけるのであれば、タイムスケジュールの現状を記載していただくと助かる。

先ほど代々木研修会であったり、臨時総会であったりで議決を採るという話をしていたが、今回の定時総会でも議決は採ってみるという形に変更させていただく。

賛成票 10 票、反対票 35 票のため、否決

こちらの議題に関しては再度、本連盟で再協議のうえで臨時総会や代々木研修会で再度議題にあげさせていただく。

発議⑦ リーグ戦について

ー 1. 競射について

連盟規約 《団体競技における勝敗の決定》 第五十一条、第八十二条

- ③ 「競射の先攻・後攻は一手競射・一本競射の前にそれぞれ矢振りを行って決め、一本競射が続く場合は毎回矢振りを行う。」

連盟規約 《先攻・後攻の決定》 第六十三条、第九十三条

「試合の先攻・後攻は、矢振りによって決定する。」

問題点

- ・ 現行規約では競射をする際に毎回集合して矢振りという流れになっており、競射が発生した場合に試合時間が大幅に長引いてしまう。
- ・ また、女子は午前・午後試合で開催しているため、午前試合において競射が発生した際に毎回集合して矢振りを行っていると、午後試合の開始時刻が大幅に遅れてしまう。

発議・提案内容

- ・ 該当する条文を以下のように訂正

連盟規約 《団体競技における勝敗の決定》 第五十一条、第八十二条

- ③ 「競射の先攻・後攻については、第六十三条第二項に従う。~~一手競射・一本競射の前にそれぞれ矢振りを行って決め、一本競射が続く場合は毎回矢振りを行う。~~」

連盟規約 《先攻・後攻の決定》 第六十三条、第九十三条

- ① 「試合の先攻・後攻は、矢振りによって決定する。」
② 「競射の先攻・後攻は、試合の先攻・後攻に準ずるものとする。」

質疑応答

[青山学院大学より質問]

競射の先攻・後攻は試合の先攻・後攻に準ずるとのことだが競射が何立も続く場合は、男子部の場合リーグ立は先攻・後攻を一立ごとに入れ替えていると思うが、競射の場合も一立ごとに入れ替えるのか教えてほしい。

男子の競射に関しては、先攻・後攻を入れ替えず初立が続くものと考えてもらいたい。

賛成票 44 票、反対票 1 票により、承認された。

ー 2. 出場の定義について

連盟規約 《選手の通知》 第六十四条、第九十四条

- ① 「各大学は試合開始前に当日の試合に出場する選手八名と控え四名の氏名を立合及び相手校に書面で通知しなければならない。通知なく出場した場合、当該選手の矢を全て外れとする。」

連盟規約 《選手交代の通知》 第六十六条、第九十六条

「選手交代する時には、当該する立が本座に進む前に立合及び相手校に書面で通知しなければならない。通知なく交代選手が出場した場合、当該選手の矢を外れとする。」

問題点

- ・ 現行規約において、「出場」の定義が明確ではない。「本座線を越えて入場する」という行為を行ったか否かを基準としたい。また的中外れの条文に表記揺れがあったため訂正したい。

発議・提案内容

- ・ 該当する条文を以下のように訂正

連盟規約 《選手の通知》 第六十四条、第九十四条

- ① 「各大学は試合開始前に当日の試合に出場する選手八名と控え四名の氏名を立合及び相手校に書面で通知しなければならない。通知なく出場本座線を越えて入場した場合、当該選手の矢を全て外れとする。」

連盟規約 《選手交代の通知》 第六十六条、第九十六条

「選手交代する時には、当該する立が本座に進む前に入場する前に立合及び相手校に書面で通知しなければならない。通知なく交代選手が出場本座線を越えて入場した場合、当該選手の矢を全て外れとする。」

質疑応答

[東京都市大学より質問]

第六十六条、第九十六条の条文において、「…本座線を越えて入場する前に…」ではなく「…入場する前に…」となっているが、「本座線を超えて」という文言がないことに何か意図はあるのだろうか。

そちらの部分に関しては、選手交代する際には入場する前に立合及び相手校に通知しなければならないという規則を示すものであって、「入場」の定義を明確にするものではないという認識でいる。

[東京都市大学より質問]

意図は分かったが「…入場する前に…」ではなく「…本座線を超えて入場する前に…」として、より基準を明確にして欲しい。

そのように変更しても条文の意図は変わらないため、第六十六条・第九十六条の条文の規約改正案を

「選手交代する時には、当該する立が本座に進む前に本座線を越えて入場する前に立合及び相手校に書面で通知しなければならない。通知なく交代選手が出場本座線を越えて入場した場合、当該選手の矢を全て外れとする。」

と変更させていただく。

全会一致で承認を確認。よって承認された。

発議⑧ 棄権の対応について

連盟規約 《棄権》 第六十七条、第九十六条、第一二六条、第一四七条

② 「次の各号に該当する場合、立合は相手校と協議の上、当該大学を棄権とみなすことができる。」

問題点

・現行規約だと、本連盟が把握しなくとも立合が競技校を棄権できてしまう。競技校が棄権する際には、立合が競技校を棄権とみなすことはできるが一度、本連盟に問い合わせただき、その後本連盟の方で最終決定を行うという形を作りたい。

発議・提案内容

・該当する条文を以下のように訂正

連盟規約 《棄権》 第六十七条、第九十六条、第一二六条、第一四七条

② 「次の各号に該当する場合、立合は相手校と協議の上、当該大学を棄権とみなすことができる。なお、棄権の最終決定は本連盟が行う。」

全会一致で承認を確認。よって承認された。

発議⑨ 要項統一化について

連盟規約 《実施要項への委任》 第七十九条

「その他リーグ戦に関する事項は実施要項・運営要項によって定める。」

連盟規約 《実施要項への委任》 第一〇七条

「その他女子部リーグ戦に関する事項は実施要項・運営要項によって定める。」

連盟規約 《実施要項への委任》 第一二九条

「その他新人戦に関する事項は実施要項・運営要項によって定める。」

連盟規約 《実施要項への委任》 第一五〇条

「その他女子部新人戦に関する事項は実施要項・運営要項によって定める。」

連盟規約 《実施要項への委任》 第一五七条

「その他百射会に関する事項は実施要項・運営要項によって定める。」

連盟規約 《実施要項への委任》 第一六四条

「その他女子部記録会に関する事項は実施要項・運営要項によって定める。」

連盟規約 《実施要項への委任》 第一七七条

その他本大会に関する事項は実施要項・運営要項によって定める。

問題点

- ・本連盟の主催大会においては参照しなければならない資料が複数存在する。負担軽減のために大会要項として統一したい。

発議・提案内容

- ・該当する条文を以下のように訂正

連盟規約 《実施要項への委任》 第七十九条

「その他リーグ戦に関する事項は実施要項・運営要項大会要項によって定める。」

連盟規約 《実施要項への委任》 第一〇七条

「その他女子部リーグ戦に関する事項は実施要項・運営要項大会要項によって定める。」

連盟規約 《実施要項への委任》 第一二九条

「その他新人戦に関する事項は実施要項・運営要項大会要項によって定める。」

連盟規約 《実施要項への委任》 第一五〇条

「その他女子部新人戦に関する事項は実施要項・運営要項大会要項によって定める。」

連盟規約 《実施要項への委任》 第一五七条

「その他百射会に関する事項は実施要項・運営要項大会要項によって定める。」

連盟規約 《実施要項への委任》 第一六四条

「その他女子部記録会に関する事項は実施要項・運営要項大会要項によって定める。」

連盟規約 《実施要項への委任》 第一七七条

「その他本大会に関する事項は実施要項・運営要項大会要項によって定める。」

全会一致で承認を確認。よって承認された。

10. 全関個人戦予選対面化について

発議背景

- ・本年度は団体戦予選をコロナ禍前の形に戻し日本武道館での対面予選となった。
- ・コロナ禍前までは、個人戦予選も対面化で実施されていた。都学は加盟校に道場を貸し出して貰い、会場に競技校を均等に割り振って行っていた。
- ・本年度の個人戦予選において、対面化を試みた。しかし、団体戦・個人戦どちらも対面化することによる負担が大きい為、まずは団体戦のみ対面化とすることとした。
- ・また、全日主催のインカレ大会では今後個人戦予選は対面ではなく、オンラインで開催することが決定されている。
- ・全関が終了してからもう一度本連盟内で協議を重ねたが、個人戦予選を対面化に必ずしも戻す必要はないのではないかという意見が出た。

懸念点

- ・リーグ戦、新人戦と変わらず第三者道場での行射となる。
- ・会場校1校に対して男子は10校以上、女子は15校以上も集結してしまう。
- ・参加校からお手伝い役員を派遣してもらい、掲示・受付・召集・記録などの普段学連役員が行っていることと同様の仕事をしてもらおう。ただし、手伝い役員が個人戦予選で引けなくなるわけではなく、仕事を交代し引くことができる。

グループディスカッション

- ・11グループ中9グループがオンラインに賛成、1グループが対面に賛成、1グループが中立。
- ・オンラインは、従来通りでトラブルが少なく、対面よりも効率的。また、対面における道場貸し出しによる負担や選手・運営側の負担がない。
- ・対面は、他大学の射が見られる上に他の道場で引けるので良い経験になる。また、競技としての良さが対面の方にはある。
- ・工夫して開催できれば対面でも良い、賛成反対と一言では言えない。

1 1. リーグ編成表について

発議背景

- ・ここ数年の女子部リーグ戦において、V部の参加校が不出場となり、出場校が2校のみのブロックが発生してしまった。
- ・また、本連盟内で女子部リーグ編成表と男子のリーグ編成表で大幅に違いがあるのは適切ではないかという意見があった。

懸念点

- ・仮に編成表を組み直す際に、リーグの昇格・降格が発生してしまう。
- ・入替戦関係なく、昇降格が発生してしまう可能性がある。

グループディスカッション

- ・議論がまとまりきらないグループが多数。
- ・リーグの再編によって昇格降格が発生することは理不尽ではないか。
- ・的中率で単純に落とすのではなく、降格圏内の大学で別枠で試合を設けて簡易的な入替戦のようなものを行ってもよいのでは。
- ・再編成するのであれば、1位と5位を決めるだけでなく、順位をちゃんと決めれば納得いく大学が多いのでは。

12. 女子部記録会行射本数について(女子部委員長 宮部、委員長 宮良)

これまでの経緯

- ・2022年12月 学生道合同研修会にて発議
本連盟役員から発議背景を説明（男女の競技格差、他大会の現状等）
ブロック別討論会の議題として議論するも、十分な時間が取れず。
- ・2023年8月定時総会にてディスカッション
本連盟より加盟校に向けて事前アンケートを実施。
ディスカッションにて60射が妥当という結論となる。
参加費の懸念や改正の必要がある為、議決は研修会で取ることとなった。
- ・2023年12月学生弓道合同研修会にて可決
参加人数の減少に伴い、参加費増加が決定。

変更結果

- ・60射という新たな形式であったが、無事時間内に大会が終了。
- ・男女差の縮小。
- ・行射本数増加に伴い、出場選手減少並びに参加費値上げ。
- ・同中者多発という問題点はあまり改善されなかった。
- ・一部休憩時間の減少。

グループディスカッション

- ・すべてのグループが60射の継続に賛成
- ・40射のときより男女間の格差は少なくなった。
- ・昼休憩を今年から撤廃したということで、女子選手に関しては体力的に厳しかった部分もあるのではないか。
- ・同中者が何人かいたという点に関しては、数年単位で様子を見てそれでも同中があるのであれば、その問題に対して何らかのアプローチをとれば良いのではないか。

13. 男子部・女子部廃止について

発議背景

- ・全日本学生道連盟が男子部・女子部を廃止。それを受けて本連盟で廃止を考えてもいいのではないか。
- ・大会名は統一するのが適切ではないか。(男子リーグ戦・女子リーグ戦等)

影響

1. 規約の大幅改正
2. 規約の変更
3. 学連内の役職名変更
4. 委員長に女子を採用することができるようになる
5. 大会名の変更に伴い、「リーグ戦」「新人戦」に女子の選手が出場できなくなる可能性がある

グループディスカッション

- ・11グループ全てが男子部・女子部撤廃に基本的には賛成
- ・昨今の情勢を踏まえても、都学で担当できる役職に男女差が生じないようにすべき。
- ・大会で、女子選手が出場できなくなるという不都合が生じないように、救済措置は残しておくべきではないか。

救済措置を残すべきという意見については、学連内で考えた上で後ほど提示する予定。

14. 第71期リーグ戦について

- ・「新人」、「旧人」の定義について再確認
- ・競技形式について
- ・対面開催、全日程日曜開催（女子は一会場で一日二試合実施）
- ・競技校、立合校の連絡手段について
- 今年度もオープンチャットを指定。
- ・試合の日程変更について
- 原則認めない（不可抗力的な事案が発生した場合のみ、委員長〔宮良〕が判断）。
- ・リーグ戦期間中の練習試合について
- リーグ戦第一週から第五週および順位決定戦、入替戦の週において練習試合は一切禁止。ただし、予備週に限っては事前に本連盟に申告し、本連盟が認めた場合のみ練習試合を認める。

15. 質疑応答

[一橋大学より質問]

新人戦における上位校や下位校の定義が曖昧なので、規約の中に明記してはどうだろうか。新人戦においても競射は最初の集合で決定される先攻後攻に準じてよいのではないのか。

本連盟では、上位校・下位校に関することは規約に記載することではないと考えているため来年の新人戦を行う際に、立合要項または大会要項の方に記載する予定。新人戦の規定について変更する場合は、代々木研修会の方で議題としてあげたいと考えている。

[東京都立大学より質問]

百射会や記録会で矢を回収せずに次の立に入る直前に矢を回収する選手がいるので、学連側で矢を回収するよう要請したり矢立を増やしたりするなどの対応をしてもらうことはできないだろうか。

矢の回収については既に学連側でも諸注意を行っているので、その件に関しては各加盟校の代表者からも選手に共有していただきたい。

[工学院大学より質問]

新人戦の際に立合講習会が行われたが、今回のリーグ戦でも立合講習会は行われるのだろうか。

今期のリーグ戦においても立合講習会を行うつもりである。また後日、開催時期を連絡するのでメーリングリストやオープンチャット等の確認をお願いしたい。

[日本体育大学より質問]

リーグ戦期間中の練習試合に関して、規約の中の「加盟校」というのは他地区の大学にも適用されるのか。また、適用されるのか否かどちらにしても練習試合をしたい場合は学連側に問い合わせたほうが良いのか。

リーグ戦期間の練習試合などに関しては不明点も多いと思うので、練習試合および合同練習を行う際には、一度本連盟に問い合わせてもらいたい。